

第23期第7回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成30年1月5日(金曜日) 13:30～15:25
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	山下元	第11番	近藤美喜男
第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

(3) 欠席委員 3人

農業委員	第6番	寺尾俊行
推進委員	第2番	岡田充
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	農政係長	山之内奈緒美
農地係長	田中賢禪	主事	池田有里
臨時職員	中山麻美		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 鳥獣被害と対策について



13時30分開会

○原事務局次長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人・推進委員13人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

月並みではございますが、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。農業委員、そして農地利用最適化推進委員という新しい制度が今年の7月よりスタートいたしました。現在、農家台帳調査で、自分の地域をまわっておられると思います。その中で様々な問題も見えてくると思います。耕作放棄地等を一筆でも減らせるよう、皆様に御尽力頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第7回新居浜市農業委員会 総会を開会いたします。

本日の議事につきましては、まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は、「鳥獣被害と対策について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において合田有良委員と池田辰夫

委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項1件ございます。

1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、渡邊勝俊委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(渡邊委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田7筆、畑7筆面積8,933平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、1番の(1-1)さんから6番の(1-2)さんの6件ございます。

内訳といたしましては、期間、1年3カ月が1件、3年3カ月が3件、4年9カ月が2件。利用権の種類は、使用貸借5件、賃貸借1件、すべて新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、1番から6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、渡邊委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、渡邊委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○原事務局次長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第1番から第5番までの5件でございます。

5ページをご覧ください。

第1番は種子川町、田、1筆、面積367平方メートル、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第2番は垣生五丁目、田、2筆、2筆の合計面積425平方メートル、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在、4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が小作地の自作化を図るため、申請地を取得する

目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、引き続き稲作を予定しております。

6ページをお開きください。

第3番から第5番までは譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第3番は山根町、畑、4筆、4筆の合計面積3,046平方メートル、第4番は山根町、畑、1筆、面積492平方メートル、

7ページをご覧ください。

第5番は山根町、畑、2筆、2筆の合計面積892平方メートル、譲受人は西条市在住の(3-3)さんです。

譲受人は現在、保有農地はありませんが、8年程前から祖父の手伝いをしながら農業経験を積んできており、今回、譲受人が本格的に農業に取り組むため、申請を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、果樹の栽培を予定しております。

第1番から第5番までの許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第1番につきましては1ページ目、第2番につきましては2ページ目、第3番から第5番につきましては3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、1番については地元委員であります藤田健太郎委員から、2番については、私から、3番から5番については、眞鍋哲哉委員から報告をいただきます。

藤田健太郎委員お願いします。

藤田（健）委員

御説明させていただきます。事務局より説明があった通り、家族で農作業に取り組んでおり、農業従事者や所有しているすべての農地を適正に管理できており、申請地についても問題ないと思われます。御審議の程、よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。次は私が報告します。

申請地につきましては、現在も譲受人が耕作しており、小作地の自作化を図るため、今回の申請を提出されております。問題なく耕作しておりますことを御報告させていただいて、御審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

次、眞鍋委員お願いします。

眞鍋委員

御報告させていただきます。譲受人についてですが、事務局より説明がありました通り、祖父の手伝いをしながら農業経験を積んでおり、農業機械も祖父よりリースすることで、全ての農地を効率的に利用できるものと思われます。地域との調和に関しても問題ないと思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号1番から5番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。曾我部委員、どうぞ。

曾我部委員

1番の案件ですが、譲受人がお仕事をされておると思いますが、200日も農業というのはどうなのでしょう。

○原事務局次長

お仕事はされておりますが、短期採用ですので、週に1度のお休みもありますし、隣接地ですので、朝晩の管理はできますので、本人から200日はできると確認しております。

曾我部委員

わかりました。

藤田会長

他にございませんか。合田委員どうぞ。

合田委員

3番、4番、5番についてお聞きします。おじいさんのお手伝いをされていたのでしょうか。今回、本格的に農業をされるので、青年就農給付金のお手続きをとられてる

方でしょうか。

○原事務局次長

(3-3)さんは、他市の方であることと、まだのこちら方にそういった相談もございませんので、担当課に確認しておきます。

合田委員

おじいさんは新居浜の方ですか。

○原事務局次長

はい、新居浜にお住いの方で、農業用機械も新居浜にございます。

合田委員

わかりました。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

8ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

○田中係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、17件です。

9ページをご覧ください。

1番、沢津町二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

2番、萩生 字治良丸、畑1筆、譲受人は、(3-2)さん。

内容は、自己住宅 124.21平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

3番、沢津町二丁目、田1筆、譲受人は、(3-3)さん。

内容は、賃貸共同住宅(2棟) 279.25平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有

権移転です。

10ページをお開きください。

4番、多喜浜二丁目、畑1筆、譲受人は、(3-4)さん。

内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

5番、大生院 字栗林、田1筆、譲受人は、(3-5)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

6番、萩生 字旦ノ上、田2筆、譲受人は、(3-6)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

7番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(3-7)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

8番、神郷一丁目、田1筆、譲受人は、(3-8)さん。

内容は、建売住宅(2戸) 104.34平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

9番、角野新田町一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-9)さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、宅地 103.28平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12ページをお開きください。

10番、角野新田町一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-10)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

11番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-11)さん。

内容は、自己用駐車場及び貸し駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

12番、東田一丁目、畑2筆、譲受人は、(3-12)さん。

内容は、貸し住宅(4戸) 146.96平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

13番、庄内町四丁目、田5筆、譲受人は、(3-13)さん。

内容は、宅地分譲(12区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

14番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は、(3-14)さん。

内容は、自己住宅 86.12平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(3-15)さん。

内容は、貸し倉庫・事務所(1棟) 323.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

16番、中萩町、畑3筆、譲受人は、(3-16)さん。

内容は、宅地分譲(10区画)、一体利用地として、宅地 834.96平方メートル および公衆用道路 281.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

17番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(3-17)さん。

内容は、自治会館 175.55平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

以上、1番から17番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局

よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から17番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

15ページをご覧ください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

○田中係長

議案第4号は、農地転用事業計画変更申請の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

16ページをお開きください。

1番、萩生 字岸ノ下、畑2筆、一体利用地として、宅地267.76㎡、変更内容は、承継による変更及び事業目的の変更です。

その理由については、議案書のとおりでございます。

以上です。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

17ページをご覧ください。

参考事項1は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時25分から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「鳥獣被害と対策について」を議題といたします。本日は経済部農林水産課より担当職員をお招きしております。御紹介いたします。

農林水産課 田口副課長です。

それでは、説明をよろしく申し上げます。

**○農林水産課
田口副課長**

はい、農業委員会総会の中で、貴重な時間を頂戴し、鳥獣被害被害対策についてご説明させていただき、ありがとうございます。新居浜市だけでなく、愛媛県下、日本全国でイノシシやサル等の被害対策というのが深刻な課題になっております。お手元に事前に資料をお配りさせて頂いておりますが、愛媛県と県鳥獣被害防止対策推進協議会が合同で作っています。新居浜市での有害鳥獣の駆除についてお話させて頂きたいと思います。平成25年度から5年間の統計でみている中で、イノシシの駆除頭数が平成25年度で120頭だったのが、28年度に240頭に倍増しております。今年度、現時点でも227頭駆除頭数があがっております。新居浜市の旧の別子山では、イノシシ被害よりどちらかという、ニホンジカによる人工林に対しての食害が多く、急激に駆除頭数が増えてきております。25年度に24頭の駆除だったものが、28年度になると204頭、今年度、現時点で178頭という捕獲頭数になっております。校区別のイノシシの駆除頭数ですが、大生院校区が一番多く、今現在で33頭です。中萩

校区で15頭、船木校区が27頭、川東にいて、多喜浜校区、神郷校区、大島校区が多く、神郷校区で29頭、多喜浜校区で22頭、大島校区が27頭です。ここ最近では、垣生山もたくさん出てきておまして、それは多喜浜の山から来るのと、大島、黒島から海を渡って行ったり来たりしているイノシシがいるそうです。垣生山では14頭、星越の辺りで21頭、若宮校区で9頭です。少数の所で、泉川が6頭、角野が9頭です。新居浜、金子、宮西、高津、浮島の5校区については駆除頭数0です。南予の方でここ数年、イノシシはもう終わったとよく聞きます。シカが大変だそうです。ニホンジカの生息域が下がってくると、イノシシの生息域も下がってくるので、もっと人里の方へ降りてきます。市街地対策が必要になってくるだろうと予測しております。住む所が減ってくると、個体数は自然減していくだろうと思っております。6、7年前には、イノシシ被害の方が多かった南予が、今では、ニホンジカ被害の方が多くなりました。ニホンジカが出てくるようになって、イノシシの被害はそれほどでもないというお話をよく聞きます。イノシシとニホンジカには、そういった関係性がありますが、ニホンザルについてはその2つの有害鳥獣とは違った形で被害がでております。新居浜でここ近年住人の方から、ニホンザルによる被害対策の相談をよく受けるようになっております。新居浜市が計画を立てている中で、鳥獣対策協議会という会を県の推進協議会の新居浜市版を作っております。その中で、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの3種類を駆除対象としております。ニホンザルについても、新居浜市内にある3猟友会の方に駆除をお願いしている状態ですが、なかなかニホンザルの駆除は、イノシシやニホンジカのようにはいかないようで、現在の駆除頭数は13頭です。川西校区で0、川東校区で3頭、上部が7頭、別子山地区で3頭です。川東の3頭は、すべて神郷校区で、落神や又野等の山際です。上部の7頭のうち、4頭が船木、2頭が角野、1頭が大生院です。被害対策を考えるうえで、

新居浜市内での駆除の頭数をお話させて頂いたのですが、ものすごく偏った話をすると、駆除に関して、200頭とっても300頭とっても他所から新しい個体が入ってきます。他の市町村をみてもわかることです。駆除を強化するだけでは被害対策にならないというのが、担当課としては感じております。大洲市が年間3000頭イノシシをとっておりますが、被害が一向に減っていないそうです。四国の中で、愛媛県の鳥獣被害対策は遅れている所がありまして、香川県、東のかがわ方では、地域ぐるみで追い払いや覆いをする取り組みをしている所がたくさんあります。新居浜市でこのような先進地の取り組みを参考にさせて頂いた中で、これはした方がいいと思ったものがあります。個別に住民の方からのお話を聞いた所へ、我々が出向いて個別に話をするだけでは対策は進みません。一昨年、藤田会長からもお話をいただいて、垣生の山端地区で自治会の方に自治会館に集まっていたいて、市から被害対策のため出向きました。住民の方から、箱わなをおいてほしい等、要望をいただきましたが、この東かがわの取り組みの内容は、まずは徹底的にイノシシの潜み場をなくすための草刈りをすることです。市は、地域の方と一体となって取り組む姿勢はあるのですが、行政頼みだけで駆除頭数を増やしてもおそらく元々の農作物被害対策という課題は解決しないと思います。これ以降の年度で強化していきたいのは、今現在では2か所でしかできていませんが、地域の中で集まっていたいてる所へ、我々職員が出向いて、どういった対策をしていくかという事をお互い意見交換をしていきながら対策していくことが必要ではないかと考えております。垣生の山端地区と、船木の上原地区の自治会館でお話させて頂いております。イノシシとニホンザルは、どんなに賢くても、人間が真剣に考えた知恵には勝てません。被害に合われている所を調査すると、人間が食べなくなった野菜クズが農地に残っていたり、一所懸命防除して耕作している所の隣の農地が耕作放棄地になって草が伸びきって潜み場になっ

ているということが多々あります。イノシシは警戒心がすごく強い動物ですので、草が綺麗に刈られている所を通過して、山から人里へ入ってくることはありません。必ず自分が身を隠せるような所を通りながら出没するケースがほとんどです。一度、安全に餌が取れる餌場を覚えると、必ずまたやってきます。餌には人間以上に固執します。これはニホンザルも同じで、実がなっている所に一度群れがくると、その木から実がなくなるまで必ずまたきます。駆除しようとしても、追い払いをしても、実がなくなるまで必ずまたきます。先ほどお話を頂いた、山際から人里までの草を刈って緩衝帯を個人でするのは大変です。地域ぐるみで取り組む体制を市の方からもお話を頂いております。しんどいけど、皆でやろうと思っただけだと地域ぐるみの対策というのはとりにくいのではないかと考えております。3000頭を捕獲している大洲では、3000頭分の報償費を猟友会の方に払っております。新居浜市でいうと、イノシシとニホンジカを合わせて400頭ほどの報償費を国や県からの補助を貰いながら、行政から払っております。そこを見方を変えて、地域で草刈りに取り込むから、その取り組みに対して草刈機の燃料代や、日当分位の費用を市の方で補助が出るような制度を作れないのか等の提案をして頂けたらと考えております。極端な話ですが、捕獲頭数が1頭もいなくても、被害がなくなれば、被害対策は完結しているというのが本来のものです。環境省が作っている鳥獣保護法、鳥獣の保護と管理、狩猟の適正化に関する法律が前提になっております。ですので、全部駆逐してしまうような考え方には、法律上になっておりません。山に元々いる動物なら、山にかえすというのが環境省の基本的な考え方です。それが、なぜ人里へ出てきてしまうようになったかと言いますと、担い手が減ってきたり、高齢化したりということもありますが、イノシシ等がいた山と人里との境がなくなってしまうことや、そこに動物が食べるような餌があるというこの2点です。餌がなければ、

そこに野生動物は出てきませんし、あってもとれない状況であれば当然でできません。これを根本的に被害対策として考えて、前提におかなければいけないと思います。やみくもに、山際にいるイノシシが悪さをするかもしれないからとってしまおうという考え方は根本的な被害対策にはつながらないと思います。香川県がやっているような、被害にあいにくい地域づくりを、住民と行政が一体となって作っていく方向で、野生動物は山の中へ帰って、山の中で生活してもらい、人間は一所懸命作った作物を人の口に入るように対策に取り組んでいきたいと考えております。今まで、駆除に偏った予算計上をしております、750万程度の予算が鳥獣害被害対策に充てられておりました。来年度の予算要求であげておりますのが、これより500万程度上乗せの1,250万程を担当課の農林水産課では予算要求あげております。上乗せされた500万の予算の中の内訳ですが、今、市からロケット花火を追い払いのためにお渡ししておりますが、これだけではなかなか効果が薄いということで、西条市が取り組んで効果を発揮しておりますエンカというのろしのようなものがあります。金属製の筒に、打ち上げ花火のようなものを入れて、それを地域の方に我々と業者の方からの講習会を受けて頂き、そこにお渡しをします。地域ぐるみで、ニホンザルが集団ででている所へ追い払いを行うという取り組みを、西条市が2年前から始めております。今回は、四国中央市と新居浜市もこの予算をぜひつけていただいて、東予東部地域一体となって、山奥に返す追い払い対策として考えております。のろしの音がしますので、猟師の方が鉄砲を撃った時位の音がします。ロケット花火のように、ずっと火がついたままという訳ではありませんので、冬場の乾燥した時期にロケット花火による火事の心配が少なくなります。この対策に予算要望しております。それと、防御に関して、電気柵やワイヤーメッシュが、イノシシやニホンザルの対策に効果的だと言われております。今現在ある国と県の補助制度が、西条市のよう

な広い農地をもっている農家を対象にしているような補助制度になっておりますので、どうしても新居浜市のような小規模な農地が多い地区では要件に該当しないということで、この制度をつかえていません。これをカバーするために、農家のために自分で電気柵やワイヤーメッシュを設置した場合に、その2分の1を補助できるようにと考えております。上限は5万円で、10万円分のワイヤーメッシュを囲むと、5万円は新居浜市が負担しますという補助制度の要望をあげております。財政課の査定を受けなければいけませんし、3月の議会の予算承認を受けなければいけません。対策の事業としては、新居浜市型として効果があるのではないかと考えております。予算がついた段階では、市政だよりや農業委員会にお知らせして、農業委員会だよりに掲載させていただこうと思っております。地域ぐるみでの取り組みについても、ぜひうちの集落で話をしてほしいという集落があれば、農林水産課の方にお声がけ頂いて、日程調整をさせて頂いた上で、被害対策を一緒に考えていきたいと思っております。貴重なお時間ありがとうございました。

藤田会長

ただいま農林水産課から説明をしていただきましたが、御意見、御質問等ございませんか。村上委員、どうぞ。

村上委員

はい、電気柵についてお聞きします。電気柵を設置した際に、除草が大変なのですが、防草シートにも補助はありますか。

○田口副課長

防草シートは、今の所考えておりません。新居浜型にしていく取り組みとして、来年度初めての予算要求をしております。今、当然農家を対象に考えておりますが、非農家の方も、庭に入って荒らされるのでどうにかしてほしいという苦情は、当然農林水産課に連絡がきます。これを対象に出来るかという所も、本来農家を対象にして農林水産課で予算をとっているものになりますので、そこをどれだけ拡大していかどうかというのも、市民要求がどれだけあるかという所で変換させていかなければいけないところです。今回、予算要

求しているのが、電気柵、ワイヤーメッシュ、トタンの3種類についてでございます。村上委員がおっしゃられたように、電気柵は効果がありますが、草刈りの管理は必ず必要になります。ワイヤーメッシュの方が、多少草刈りが遅くなくても、きちんと設置できていれば侵入防止に効果はあります。先ほどから何度かお話をさせて頂いております、東香川の対策の件ですと、ワイヤーメッシュを張った上に、電気柵のコイルの線を上に張っております。イノシシ対策とニホンザル対策を同時にやっております。新居浜市内ですと、多喜浜小学校の西側の山際の辺りに、元々は電気柵をしていたが、それだけだとニホンザルに効果がないという事で、ワイヤーメッシュを張ったに電気柵をしている所がございます。そういった対策もいいと思います。

村上委員

人が通る場所に電気柵をすると、危ないのでカバーをしてくれといわれます。二重にしないといけないところがあります。後、この頃イノシシも賢くなってきて、鼻からじゃなくお尻からくる個体もいます。ですので、対策も大変だなと感じております。

○田口副課長

イノシシも人と同じで、十人十色です。出てくる地域、出てくる時期で色々なタイプがございます。とにかく餌に固執しますので、ワイヤーメッシュの柵をしていても何をしても潜ってやろうという個体もいますし、不安定な柵があっても入ろうとしない個体もいます。色々な種類がありますが、効果的なのは、イノシシは必ず向こう側が見えない所には入ろうとしないので、ワイヤーメッシュを1メートルした時に、トタンで足元をずっと隠すようにすると、下を潜ろうとしなくなる傾向があります。他にも、ワイヤーメッシュをしなくても、例えば2メートル幅のネットを張ろうとするときに、1メートル程度の高さにしか張らず足元に垂らしてしまうようにすると、その垂らしたところを踏んだ状態で鼻で掘ろうとしても、足で踏んでしまっているため入れなくなります。こういう状態のネットを張っている所は、上部の一部では成

果をあげています。ワイヤーメッシュを張っている所より安い費用で出来ます。垂らしている所を人間も踏んでしまって歩きにくい部分もありますが、被害対策としてはいい方法だと思います。我々がそれぞれの地域から得た情報を皆さんに提供したり、逆に皆さんから情報を得たりする、情報共有は大切だと思います。

藤田会長

他にございませんか。伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

私は今現在、先ほどおっしゃられていたようなワイヤーメッシュ等の半額補助を農業共済でうけているのですが、これとはまた別でしょうか。

○田口副課長

それとはまた別で、こちらは市の単独で予算化をしようとしております。今まであった補助制度は、国の交付金を活用した制度と、農業共済の制度と、愛媛県の制度の3つがありました。県の制度は、国の制度にかからない所を対象にするとの事でしたが、これにも2軒以上じゃないといけない、1軒でも構わないが認定農業者でないといけない等、ハードルが高い制度でした。出荷の実績が条件となっておりますので、新居浜ではその制度を受けることができる方が非常に少ないのが現状でした。その制度から漏れてしまう方でも、被害対策として、自分で半額負担してでもやろうという方に対する補助制度を新しく作ろうとしております。当然ですが、重複して補助を受けることはできません。

伊藤委員

それは、市に個々に申請するような形でしょうか。農業共済は、領収書で対応出来たりするのですが。

○田口副課長

先ほどからお話しているように、まだ予算がつくと確定しているわけではないので、あんまり期待を持たせすぎってしまう話かとは思いますが、予算化された際には皆さんにお知らせして、対策していきたいと考えております。

藤田会長

他にございませんか。山下委員、どうぞ。

山下委員

ちょっとお聞かせ願います。私は、庄内地区ですが、高専前道路の街路樹がありまして、剪定が10月頃からになります。稲のシーズンになりますので、雀がそこから田んぼの方

に下りてきてしまいます。そういう選定の時期を早めてほしいという声があるのですが、そういう場合は早めてくれる場合もあるのでしょうか。

○田口副課長

実際、街路樹を剪定しているのは農林水産課ではないですが、現場の農作物被害を我々が知る事で、担当課に協議することは可能になりますので、時期を変更出来るかはまだわかりませんが、そういった情報は提供いただければと思います。

**藤田会長
守谷委員**

他にございませんか。守谷委員、どうぞ。

上原のことでお聞かせください。東西線が出来てから、サルが出てくるようになりました。群れで3、40匹程出てきております。農林水産課にもお電話があったと思いますが、こういう時はどうすればいいのでしょうか。

○田口副課長

農林水産課にお電話いただいて、部下を連れて私も現場に出向きました。サルを見かけましたので、石をもって山の方向に追い払いをしました。地元ではまず追い払いしませんので、人馴れさせてしまっている所があります。怪我をしましてはいけませんし、集団のサルを怒らせて威嚇されてもいけませんので、追い払いしてくださいとはこちらからは言えませんが、自分たちの財産を守るために、自分たちがしっかりしなければという姿勢の場所には、イノシシやサルも出てきません。追い払いをしようとするならば、自分の所を越えて、山際まで追いかけて、そこでまだサルが止まっていたでもまだ追いかけて、山奥までサルを追い払って、ここはめんどくさい場所だとサルに思わせることが大切です。個人では難しいので、地域で同じ意識をもって、行政と一緒に頑張って対策していかないと難しいと思います。

**藤田会長
曾我部委員**

他にございませんか。曾我部委員、どうぞ。

新居浜市は、有害鳥獣として、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカをしていますね。他のスズメ、ヒヨドリ等は範囲には入らないのでしょうか。

○田口副課長

農林水産課サイドで得ている情報だけでいくと、将来、次

の被害防止対策をまとめる時期がきた時に、その段階で対象にいれるか入れないかを検討しているのはハクビシンです。有害鳥獣で、昭和終わりにカラスの対策は旧平尾の所でイージーエス等で捕獲用の檻を置いてもらったことがあります。

藤田会長

他にございませんか。合田委員、どうぞ。

合田委員

鳥獣害被害の防止で、個体数を減らすことで、箱わなの設置資格の緩和を農業委員会の方で話し合いをしたことがあるのですが、農林水産課の方ではどうお考えでしょうか。

○田口副課長

今の狩猟免許の中で、罾の免許に該当するのは、全面を囲っている状態、天板が上の面積の2分の1以上の空間が開いてないものは箱わなとして、免許がいる制度として法律の中に定義されています。真ん中を面積を減らすために、開いている状態で周りに柵がある状態でかえしがついているものがあるのですが、これは狩猟免許の法律の対象外になっております。元々ハンターという趣味でとってた免許制度を、お金で依頼した国の制度が間違っていると私は思っております。防御のためには、防御のための資格制度を当初から作るべきだったと思います。ハンターの方は、大物をとりたいというのは当然あります。みなさんが農作物を作っている時期に、ウリ坊が走っていてもそれをとってしまうと、自分が狩猟する11月以降に大物がとれないということで、弊害がでています。国の補助制度にしましても、成獣が8,000円の報奨金ですが、ウリ坊は1,000円しか出ません。本来の被害対策を考えたときに、被害が出ている個体を間引くような基準に合致していない制度が出来てしまっています。出来るだけ猟友会の方には、被害対策の意義を会の中で話をし理解して頂いておりますが、駆除隊全員に浸透しているかといいますと、必ずしもそうではありません。免許がいらぬ形で捕獲できるように法の緩和をしたとき、一番困るのは止め差しです。これが一番難しく、危険です。うまい猟師さんですと、出来るだけ苦しなくてすむように仕留めますが、さしどころが悪いとものすごく暴れます。箱わなの中に

入っている状態でも、難しいです。止め差しの後の解体でも困ります。そういった事情もございませぬので、安全面も含めなかなか課題がたくさんあるのではないかと思います。

合田委員

血抜きは、ジビエに利用する等、後から利用するために必要な処理ですよね。焼却処分するだけなら気にしなくてもいいのではないのでしょうか。

○田口副課長

国がジビエ推奨している関係で、1,000頭から1,500頭の獣肉加工が出来る頭数が施設に入ってきて初めて黒字がするという指針がでております。新居浜の200頭でジビエが成立するはずがありませんので、新居浜でジビエの獣肉加工工場を設置しても赤字にしかありません。逆に、先ほどおっしゃられたように処理をする施設が必要だということは、新居浜市は愛媛県にずっとお話しております。市の単独でなく、四国中央、新居浜、西条の3市が合同の施設を磯浦にある県の産廃施設の焼却炉を使えるようにするという方向で設置をお願いしております。今から先はそういった施設が必要になってくると思います。動物を燃やすときは、炉の温度をあげないと燃えません。燃える温度にするためにはかなりの熱量が必要になります。こういった処理をすると、炉の耐久年数は短くなりますので、今、清掃センターに有害鳥獣の焼却を依頼しても、必ず断られます。

合田委員

検討はしているということでしょうか。

○田口副課長

新居浜市単独で、有害鳥獣処理施設を設置できるかと言いますと、予算化は難しいと思います。愛媛県の予算をつけてもらいながら、3市合同で使えるような形で東予、中予、南予で設置してほしいという要望はずっと出しておりますが、今現在ジビエに国が舵をきっておりますので、獣肉加工をしない施設には今現在補助制度がございません。

藤田会長

ジビエ料理というのはよく言われるのですが、2時間以内に処理しないといけないので、なかなか難しいと思います。そんな簡単なものではないとよく話を聞きます。色々な話を聞かせて頂きまして、約1時間たったわけですが、ここで得

た情報を地域に持って帰っていただいて、地域ぐるみで取り組むようにお話をしていくことも農業委員、推進委員の仕事ですので、また地域でお話をして頂きたいと思います。ここで、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

○横川事務局次長 平成29年度農地基本台帳調査の概要についてご報告いたします。

本年度の調査は、12月11日にご契約頂き調査が開始されました。

申請書の打ち出し件数は委員配布分2,584件、別子山分20件、郵送分27件の2,631件です。昨年が2,657件でしたので26件減少しております。

なお調査の時期は2月総会までとさせて頂いておりますが、早めに調査終了されました方は、データ入力にも関係いたしますので早めにお届けいただければありがたいです。

なお、市役所の事務手続きの関係から、委託料の入金には一か月程度のお時間を頂きますので、ご了承いただければと思います。

また調査区の一部で重複が有りましたので、正しい調査区をお手元に配布しております。ご確認をお願いいたします。

もう一点は、景観形成作物取り組み事業の中萩地区の圃場が移動しました件です。これまでの中萩地区のJA上部西支店横から、大生院地区に移動しました。詳しい場所につきましては、お手元に地図を配布させて頂いておりますので、ご確認をお願いします。

以上です。

藤田会長

ありがとうございました。本日は、農林水産課 田口副課長にはお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。

以上をもちまして、第7回新居浜市農業委員会 総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

○横川次長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員